

## 全員協議会会議録

---

1	開 会 .....	2
2	あいさつ .....	2
3	議 題 .....	2
(1)	提出議員案について .....	2
①	議員案第1号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書 .....	2
(2)	提出議案について .....	4
①	追加議案第2号 矢板市市税条例の一部改正について .....	4
(3)	協議事項について .....	5
①	追加議案及び議員案の取扱いについて .....	5
(4)	報告事項について .....	6
①	追加報告第1号 市長の専決処分事項報告について .....	6
	専決第2号 工事請負契約の変更について .....	6
②	令和5年矢板市一般会計補正予算（第10号）について .....	7
③	令和6年地方税制改正（案）の概要について .....	7
④	第2子保育料免除事業の実施について .....	8
⑤	事故報告について .....	9
4	その他 .....	10
5	閉会 .....	12

日 時 令和6年3月13日(木) 午前10時00分～午前10時22分  
場 所 議場

○ 出席者

---

【 議員 15 人 】

- ① 渡 邊 英 子
- ② 榊 真 衣 子
- ③ 森 島 武 芳
- ④ 齋 藤 典 子
- ⑤ 神 谷 靖
- ⑥ 石 塚 政 行
- ⑦ 掛 下 法 示
- ⑧ 宮 本 莊 山
- ⑨ 櫻 井 惠 二
- ⑩ 高 瀬 由 子
- ⑪ 関 由 紀 夫
- ⑫ 小 林 勇 治
- ⑬ 伊 藤 幹 夫
- ⑭ 佐 貫 薫
- ⑮ 石 井 侑 男

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市長 齋 藤 淳一郎
- ② 副市長 三 堂 地 陽 一
- ③ 教育長 塚 原 延 欣
- ④ 総合政策部長兼総合政策課長 和 田 理 男
- ⑤ 秘書広報課長 宮 本 典 子
- ⑥ 総務部長兼総務課長 高 橋 弘 一
- ⑦ 税務課長 佐 藤 裕 司
- ⑧ 子ども課長 高 橋 理 子
- ⑨ 市民生活部長兼生活環境課長兼危機管理監  
山 口 武
- ⑩ 商工観光課長 小 林 徹
- ⑪ 上下水道事務所兼水道課長 齋 藤 正 樹

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 星 哲 也
- ② 副主幹 粕 谷 嘉 彦
- ③ 副主幹 佐 藤 晶 昭

## 1 開 会

---

○議長（佐貫薫） ただいまから、全員協議会を開会いたします。

(10:00)

## 2 あいさつ

---

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、追加報告事項といたしまして、市長の専決処分事項報告1件のほか、追加議案といたしまして、矢板市市税条例の一部改正について1件の計2件を提出いたします。

追加議案及び各報告事項につきましては所管の部課長から御説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

## 3 議 題

---

### (1) 提出議員案について

---

- ① 議員案第1号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書
- 

○議長 3議題に進みます。(1)提出議員案について、①について説明を求めます。

○小林議員 おはようございます。

議員案について、提案の理由を申し上げます。

議案第1号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書について御説明申し上げます。

世界保健機関（WHO）では、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえて、将来の感染症の蔓延に備えるため、WHO憲章第21条に基づく国際約束

である国際保健規則（IHR2005）を改正するとともに、「パンデミックの予防、準備、対応に関するWHOの条約、協定、その他の国際文書」（パンデミック条約）を新しく制定する協議が、令和3年12月のWHO総会以降の政府間交渉会議（INB）において、同時並行で進められています。

令和6年5月のWHO総会には、パンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案の提出が予定されており、現在、WHOのウェブサイト等で公開されている英文等の草案及び修正案によると、そこには、加盟国の政府の判断がWHOの勧告に拘束され、保健政策に関する国家主権の侵害となり、日本国民の基本的な人権や、国民生活に重大な懸念が、影響が懸念される内容が含まれています。

しかし、日本ではこれらの草案の内容や交渉過程が、国民に十分周知されているとは言いがたい状況にあります。

よって、国においては、「現在、WHOを総会で行われているパンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案に関する協議内容や、国民生活への影響等をわかりやすく国民に周知すること。」「地方議会議員、有識者、その他国民から意見を聴取する手続きを早期に開始すること。」の実施を強く要望するものであります。

以上が本定例会議に提出いたしました、議員案の概要でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(2) 提出議案について

---

① 追加議案第2号 矢板市市税条例の一部改正について

---

○議長 次に、(2)提出議案について、①について説明を求めます。

○税務課長（佐藤裕司） おはようございます。

追加議案第2号 矢板市市税条例の一部改正について御説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。追加議案第2号 矢板市市税条例の一部改正について、以下の朗読は省略させていただきます。

続きまして、2ページを御覧ください。朗読に代え改正の概要について御説明いたします。令和6年1月に発生した能登半島地震による災害では、広範囲において生活の基盤となるような家財や、生計の手段に、甚大な被害が生じており、かつ発災日が1月1日と令和5年分所得税、令和6年度分個人住民税の課税期間に極めて近接している等の事情を総合的に勘案し、臨時異例の対応として令和6年度分個人住民税について、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例が講じられました。

令和6年2月21日、地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、附則に第5条の4を追加し、令和6年能登半島地震により、そのものの有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により令和5年において生じた損失の金額として、令和6年度以後の年度分の個人住民税の雑損控除の適用対象とすることができる旨を規定します。

この改正条例の施行日は公布の日といたします。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(3) 協議事項について

---

---

① 追加議案及び議員案の取扱いについて

---

○議長 次に、(3)協議事項について、①について説明を求めます。

○議会運営委員長（石井侑男） 追加議案及び議員案の取扱いについて、御協議申し上げます。

本日、市長から追加議案1件が提出され、議長からその取扱いについて協議していただきたい旨の諮問がありましたので、本日午前9時30分から、第2委員会室において議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。

その結果、当初議案の審議終了後、追加議案の提案理由の説明を受け、委員会付託を省略し直ちに審議をお願いしたいと思います。

また、議員案1件については、ただいまの追加議案の審議終了後、議員案の提案理由の説明を受け、委員会付託を省略し、直ちに審議をお願いしたいと思います。

何とぞ、議員各位の御協賛をたまわりますよう、お願い申し上げまして報告を終わります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、議会運営委員長説明のとおり御協力をお願いいたします。

(4) 報告事項について

---

---

① 追加報告第1号 市長の専決処分事項報告について

専決第2号 工事請負契約の変更について

---

○議長 次に、(4)報告事項について、①について説明を求めます。

○商工観光課長（小林徹） おはようございます。

追加報告第1号 市長の専決処分事項報告につきましては、専決第2号 工事請負契約の変更についてとなります。

追加報告事項の1ページをお願いいたします。追加報告第1号 市長の専決処分事項報告について、以下の朗読は省略させていただき変更概要を御説明いたします。

2ページを御覧ください。矢板市城の湯温泉センター改修工事につきましては、令和5年6月22日開催されました第388回定例会議におきまして議決いただき、契約しているところでございます。

今回の変更理由としましては、内外壁の下地材から石綿含有建材が確認され、除去工事に伴う増工や出来形変更、それに伴う工期の延伸となっております。

これによりまして、405万9,000円、2.0%の増となり、契約金額は、2億480万9,000円となります。また、工事期間を本年2月29日から本年3月19日に延伸いたしました。

なお、変更契約日は、令和6年2月28日となります。

報告は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

② 令和5年度矢板市一般会計補正予算（第10号）について

---

○議長 次に、②について説明を求めます。

○総務課長（高橋弘一） おはようございます。

それでは令和5年度矢板市一般会計補正予算（第10号）について御説明いたします。

補正の内容につきましては、例年行っておりますが、特別交付税及び起債充当事業費の確定等に伴う補正予算を、今年度も編成する予定でございます。

つきましては3月28日に開催されます、随時会議に議案として提出いたしますので、その際御審議のほどよろしくお願いいたします。

簡単ですが説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

（なし）

○議長 ないものと認めます。

③ 令和6年度地方税制改正（案）の概要について

---

○議長 次に、③について説明を求めます。

○税務課長 令和6年度地方税制改正（案）の概要について、市税関係の主な改正概要を御説明いたします。

初めに、1個人住民税の定額減税についてです。こちらは、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、可処分所得を直接的に下支えするために創設された減税措置となります。令和6年度分の個人住民税所得割から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族一人につき1万円の減税を実施するものです。

次に、2 固定資産税の負担調整措置についてです。こちらは、価格の変動に伴う税負担の激変を緩和するための措置であります、負担調整措置を令和6年度から令和8年度まで、3年間延長するものであります。この措置は、都市計画税についても同様となっております。

次に、3 国民健康保険税についてです。一つは、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円に引き上げるものです。二つ目は、低所得者に対する軽減判定基準額について、均等割額と平等割額を軽減する制度における、軽減判定所得を算定する際の、被保険者の数に乗すべき金額を、5割軽減世帯では29万5,000円に、2割軽減世帯では54万5,000円にそれぞれ、引き上げるものです。

以上が令和6年度地方税制改正(案)のうち、市税関係の主な改正概要でございます。

この税制改正に伴います市税条例等の改正につきましては、施行日に合わせまして、議案として提出させていただきますが、4月までに改正が必要なものにつきましては、専決処分をいたしまして、次の議会で御報告をさせていただきますと存じますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

#### ④ 第2子保育料免除事業の実施について

---

○議長 次に、④について説明を求めます。

○子ども課長(高橋理子) おはようございます。

第2子保育料免除事業の実施について御報告いたします。

本事業につきましては、本年10月からの県の補助事業実施の公表を受け、本市におきましては先行して4月から実施できるよう、現在準備を進めているところでございます。

内容といたしましては、18歳までの子どもが同一世帯にいる保育所等に通う第2子の保育料を免除し、多子世帯の子育てにかかる経済的負担の軽減を図るものになります。

第2子保育料免除に係る対象人数は、本年1月末現在で約90人、事業費といたしまして、約1,500万円を市の新たな負担分として見込んでいるところです。

つきましては、その予算について次の随時会議に議案として提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

報告は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

#### ⑤ 事故報告について

---

○議長 次に、⑤について説明を求めます。

○水道課長（斎藤正樹） 事故の発生について御報告させていただきます。

発生日時は、3月6日午前9時半頃、発生場所は石川県輪島市門前町の地原浄水場の敷地内でございます。

事故の状況は、応急給水活動派遣職員が運転する庁用車である給水車が、給水活動へ向かう前、給水作業を開始するため所定の場所へ給水車を移動する

ために、後方にバックしたところを斜め後方に駐車していた輪島市の庁用車、軽自動車でございますが、助手席前方フェンダー一部に衝突したものでございます。

相手車両は駐車中の車両であったため、乗用していた方はおりませんでした。

給水車を運転した職員についてもけが等はありませんでした。事故の相手方である輪島市とは、現在被害状況等について調査協議中であります。今後、相手方との示談が整いましたら、所定の手続きを行い議会に改めて、報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

なお、今回の事項につきましては、安全運転を心がけていたにもかかわらず、派遣先で起きてしまいました。今後も職員に対して交通安全を徹底してまいります。

以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

#### 4 その他

○議長 次に、4 その他に入ります。議員各位及び市当局から何かありませんか。

○水道課長 水道の破損事故について御報告申し上げます。

本日8時半頃、森林管理業者の作業中、上伊佐野にある泉低区配水池地区で、配水管が破損してしまいました。これにより上伊佐野、下伊佐野、平野地区の広範囲で断水が発生してしまうことが予想されております。

修理工事業者は手配済みでありまして、また現在、配水ブロックを変更することにより、断水範囲の低減を実施しているところでございます。給水車は、旧上佐野小学校駐車場へ配置いたしました。住民の方々には防災メール及びLINEでお知らせいたしました。

復旧時刻は現在のところ不明でございますが、一刻も早い復旧に努めております。

以上、取り急ぎ御報告させていただきます。

○議長 その他について、ほかに何かありませんか。

○危機管理監（山口武） 令和6年能登半島地震被災地への応急給水活動並びに応急対策職員派遣について報告をいたします。

応急給水活動は、1月20日から26日、2月9日から15日、3月5日から11日まで、3班8名の職員が、輪島市において給水活動を実施いたしました。

応急対策職員派遣につきましては、交代支援を穴水町において支援を行っております。避難所運営支援等業務が1月28日から2月1日、2月29日から3月5日まで、2名の職員を派遣し、4月9日から14日の間、1名を派遣いたします。住家被害認定調査業務が、2月1日から8日、3月7日から14日明日まで2名を派遣いたしまして、3月21日から28日の間、1名を派遣いたします。罹災証明申請受付等業務につきましては2月12日から19日まで1名を派遣いたしました。矢板市の職員派遣につきましては、派遣済み13名、派遣予定2名、計15名となります。

被災者への物資支援につきましては、避難所運営支援等業務に従事しました職員の報告によりますと、ペーパータオルや使い捨て手袋など、水不足を補う物資が一時的に不足することはあるものの、早めに補充されているということでございます。また、衛生環境においては、トイレやお風呂も一定の衛生環境

が保たれているという報告がございました。さらに仮設住宅の建設及び移住が進み、居住環境においては改善されつつあるとのことでございます。

被災地に派遣した職員の報告につきましては、後日取りまとめの上、報告をさせていただきます。

報告は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑はありますか。

(なし)

○議長 議員各位及び市当局から、ほかに何かありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

## 5 閉会

---

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。

(10:22)

令和 年 月 日

議長